

出産入院時の特別室使用料等に係る消費税相当額の徴収誤りについて（お詫び）

1 概要

当院において、平成3年の消費税法改正により、妊娠中の入院及び出産後の入院における特別室使用料等の消費税が「非課税扱い」になったものの、誤って「課税扱い」として徴収していました。

深くお詫び申し上げますとともに、対象の方へ返金させていただきます。

また、返金の対象となる方には、当院から手続きを郵送でお知らせします。

なお、次の方については、当院で確認ができませんので、領収書の確認により、返金させていただきます。

- ・平成15年5月～令和3年3月までに対象となる料金の消費税相当額を支払ったが、令和4年1月末までにお知らせが届かなかった方
- ・平成13年12月10日～平成15年4月以前に対象となる料金の消費税相当額を支払った方

※振り込め詐欺等にご注意ください。

この返金に際して、銀行やコンビニエンスストアでのATMの操作を依頼することはありません。

<返金に関するお問合せ先>

市立青葉病院事務局 医事室 電話：043-227-1131（代表）

2 返金

(1) 返金の対象となる料金の消費税相当額

- ・妊娠中の入院や出産後の入院における特別室使用料
- ・お産に関わる実費（お産セット、お産ナプキン等）
- ・助産に係る外来の非紹介患者初診加算料（紹介状がなく初めて受診した際に加算される料金）

(2) 返金額

- ・一人当たりの平均返金額 898 円

特別室使用料の平均返金額	3,271 円
出産に関わる実費の平均返金額	205 円

3 再発防止策

平成3年の消費税の制度改正に関して、認識不足があったことに加え、その後の税率の改正等の際にもあらためて確認しなかったことが原因と考えられるため、今後、関係法令等の改正があった場合は、複数の職員により内容の確認を行うなど、再発防止に努めます。